

FUTURO

Vol.
18

AUGUST 2020

暑中見舞い申し上げます。

「令和2年7月豪雨」と命名の熊本県を中心に特に南部が大被害を受け、その後九州北部にも被害が広がりました。4年前には熊本地震で大きな被害を受けたばかりなのに、自然災害は未曾有ではなく、すぐ身近で発生しています。今年は、新型コロナウイルス蔓延による大きな被害が世界的に起こっており、私たちの身の回りも例外ではありません。これらへの対処は全人類の課題であり、経済発展偏重の軸から人間が豊かに過ごせる軸への変換が必要であると言われていています。自然災害、新型コロナウイルスへの対応には、政治の在り方も問われています。

人間尊重を軸としたありように今こそ変換すべきです。

このような中、SDGs（2030年に向けて世界が合意した持続可能な開発目標）が注目を浴びています。強制力や罰則があるわけではないのですが、世界を変えるための17の目標は誰もが納得いくものです。人間が人間らしく生きる環境づくり、これからの世の中の在り方にぜひ生かして行きたいものです。

代表取締役・税理士 山本 友晴



(菊池渓谷)

経営理念

- 一、 納税者の権利を護り、税制の民主化に努める
- 一、 中小企業のよきパートナーとなる
- 一、 共に育ちあう環境づくりに努める

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におい

新型コロナウイルス緊急経済対策 税制編

納税が1年間猶予に(特例猶予制度)

ほぼ全ての税目

所得税、法人税、消費税等、ほぼ全ての税目が対象。地方税も猶予されます。無担保で、延滞税もかかりません。

主な要件	令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)での収入が前年同期比概ね 20%以上減少 *し、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮した時等に一時の納税が困難と認められる場合
措置内容	無担保かつ延滞税なし で1年間の徴収猶予(印紙納付分等を除く全ての税目)
対象期間	令和2年2月1日から令和3年2月1日 までに納期限が到来する国税・地方税

※不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、納付期限において、書面等により賃料支払いを猶予中の場合も収入の減少として取り扱われます。

注意!



納税の猶予制度として、従来から「換価の猶予」や「納税の猶予」があります。これらの猶予制度と、上記特例猶予制度とは適用要件や内容が異なります。詳しくは、国税庁から公表されている「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」をご参照ください。

なお、**厚生年金保険料等や労働保険料についても、同様の特例猶予制度**があります。

テレワーク等に設備投資した中小企業には……

法人税、所得税

中小企業によるテレワーク等のための設備投資が、**中小企業経営強化税制の対象に追加**されました。

主な要件	中小企業者等が認定を受けた経営力向上計画に記載されたテレワーク等のための設備*1投資をした場合 (※1)対象設備…遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にするデジタル化設備(機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア)
措置内容	中小企業経営強化税制の適用*2を受けられることができる
対象期間	令和3年3月31日まで(現行制度と同期間)

(※2)中小企業経営強化税制で受けられる税制措置

設備の即時償却

又は

設備投資額の10%*の税額控除(法人税又は所得税の20%上限)
(※)資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%

中小企業者等は売上減少幅に応じて固定資産税等が軽減

固定資産税(都市計画税)

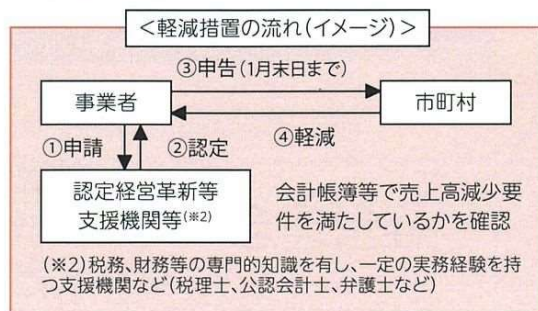
償却資産と事業用家屋の固定資産税、都市計画税の軽減措置。

対応

○以下の要件を満たす中小事業者等(※1)(原則として業種限定せず)を対象とし、以下に掲げる割合に軽減する。
(※1)「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- 償却資産と事業用家屋を対象とする。
- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等(※2)の認定を受けて、各市町村に申告した者に適用する。**
虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。
- 当該措置は令和3年度の課税分に限定。



る税制等の措置

新型コロナウイルスによる、主な税制や助成金等の措置をピックアップしてご案内します。※最新の情報は各省庁のサイトでご確認ください。

新型コロナウイルス緊急経済対策 助成金・給付金編

雇用調整助成金の特例措置(緊急対応期間中)

雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。

特例措置により助成率及び上限額の引き上げを行っており、1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当のうち最大10/10が助成されます。

(教育訓練を実施した場合は更に、教育訓練を受けた労働者につき日額最大2,400円が加算されます。)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内

制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割(日額上限11,000円)を、休業実績に応じて支給します。

- ①令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
- ②その休業に対する賃金(休業手当)を受けないことができない方

※詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&Aをご確認ください。

申請の流れ



(注)・複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所分の申請をした期間についてはその申請以外全て無効になります。
・申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
・不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、事業主や代理人、社会保険労務士が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求めると、その名称などを公表することがあります。

持続化給付金

事業の継続や再起の糧としての給付金。医療法人、農業法人、社会福祉法人など会社以外の法人や、フリーランスを含む個人事業者も給付が受けられます。一度限りの受給です。

主な要件	事業者 ^{*1} が選択した令和2年1月以降の単月売上が前年同月比で50%以上減少 (※1)令和2年4月1日時点で、次の① ②いずれかを満たす一定の事業者 ①資本金又は出資総額10億円未満 ②①の定めがない場合は、常時使用する従業員数2,000人以下
措置内容	法人200万円、個人事業者100万円を支給(前年の売上からの減少分 ^{*2} が上限) (※2)直前事業年度 ^{*3} の年間売上ー(事業者が選択した月の月間売上×12) (※3)個人事業者は2019年

問い合わせ先:持続化給付金事業コールセンター(電話)0120-115-570/03-6831-0613

持続化給付金の対象外の方に、各自治体が支援策を実施しています。

熊本県では(熊本県事業継続支援金)で検索をしていただくと概要等を確認できます。

まず、自社が属する自治体が支援策を実施しているかどうか調べ、内容をしっかりチェックする必要があります。

現時点では支援策を受けられない事業者もこまめにチェックしておくことをお勧めします。

※持続化給付金等を受け取った場合の経理処理は雑収入です。消費税は不課税となります。

相続税対策のすすめ

皆さまは相続税の対策は済んでいますか？相続が発生すると相続税の問題など頭の痛いことばかりです。事前に相続税の対策をとれば、残された方々の重荷を少しでも減らせます。当事務所では、相続税のシミュレーションをし、対策のアドバイスができます。ぜひ一度ご相談ください。

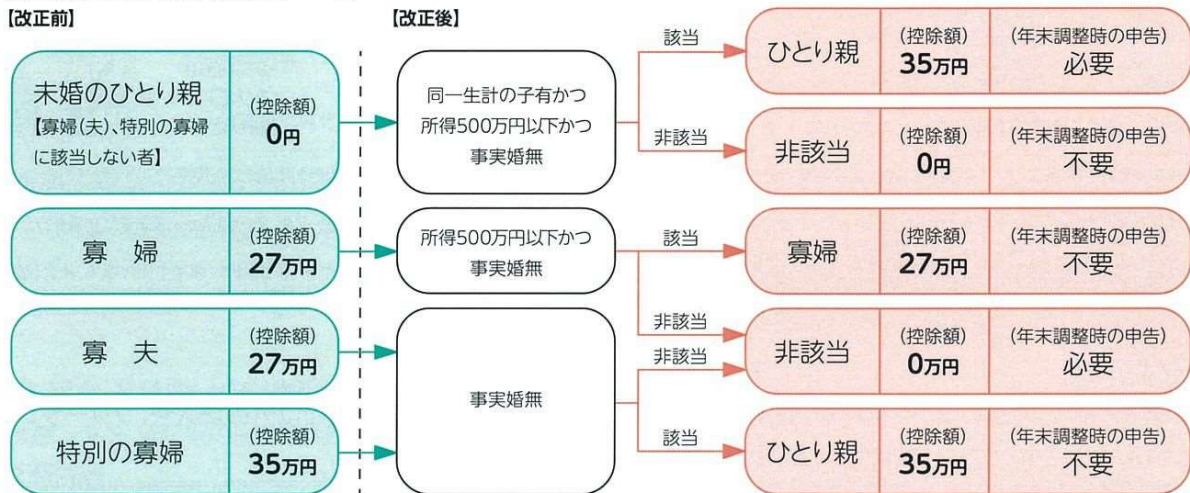
業務内容		報酬	例
相続シミュレーション	簡易版	無料	相続税がどのくらいかかるのか概算額が知りたい。また、対策の提案を受けたい方
	詳細版	有料 (目安10万円)	土地現地調査等でより正確な相続税計算をおこなったうえで、対策の提案を受けたい方
個別相談		有料(1時間5千円) 初回無料	相談したいときに、連絡するので相談にのってほしい。
研修講師		無料	各種団体で、相続セミナーを開催して説明してほしい。

令和2年度税制改正 ひとり親控除・寡婦控除

令和2年度税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しが行われました。令和2年分の年末調整から改正後の控除が適用されます。

下のフロー図で[改正後]の「年末調整時の申告」欄が「必要」となっている方は、扶養控除等(異動)申告書の提出が必要です。この改正で控除額が変わる場合もありますので、年末調整の際は適用の漏れや誤りがないようご注意ください。

【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】



主な行事予定

令和2年	11月3日	文化の日
8月10日	8月10日	山の日
8月13日~15日	8月13日~15日	盆休み
9月21日	9月21日	敬老の日
9月22日	9月22日	秋分の日
	11月23日	勤労感謝の日
	12月28日	仕事納め
令和3年		
	1月5日	仕事始め

毎月1日は『無料相談日』です!

●相続税 ●贈与税 ●所得税 等
税に関するご相談

お気軽にご相談下さい。
(出張・電話相談も致します)

要予約

発行者

有限会社九州中央経理
山本友晴税理士事務所

〒862-0962 熊本市南区田迎5丁目7-6 EL.SOCIOビル2F
TEL.096-370-1722 FAX.096-370-1723 HP:http://www.c-tax2011.co.jp/

個人情報に関して修正、利用停止、削除などの必要が生じた場合には、お手数ですが上記発行者までご連絡いただきますようお願い申し上げます。適宜、ご要望に応じた対応をさせていただきます。